

# 議員全員協議会会議録

平成 29 年 2 月 28 日

宮 古 市 議 会

## 平成29年2月宮古市議会議員全員協議会会議録目次

(2月28日)

|          |   |
|----------|---|
| 議事日程     | 1 |
| 出席議員     | 2 |
| 欠席議員     | 2 |
| 議会事務局出席者 | 2 |
| 開 会      | 3 |
| 説明事項(1)  | 3 |
| 説明事項(2)  | 6 |
| 閉 会      | 8 |

# 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 平成29年2月28日（火曜日） 午後2時43分  
場 所 市役所 6階大ホール

---

○

---

事 件

〔説明事項〕

- （１）宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会報告書（案）について
- （２）その他

出席議員（24名）

|     |        |     |         |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番  | 今村正君   | 2番  | 小島直也君   |
| 4番  | 佐々木清明君 | 5番  | 白石雅一君   |
| 6番  | 鳥居晋君   | 7番  | 中島清吾君   |
| 8番  | 伊藤清君   | 9番  | 内館勝則君   |
| 11番 | 佐々木重勝君 | 12番 | 須賀原千恵子君 |
| 13番 | 高橋秀正君  | 14番 | 橋本久夫君   |
| 15番 | 古舘章秀君  | 16番 | 工藤小百合君  |
| 17番 | 坂本悦夫君  | 18番 | 長門孝則君   |
| 19番 | 佐々木勝君  | 20番 | 落合久三君   |
| 21番 | 竹花邦彦君  | 23番 | 坂下正明君   |
| 25番 | 藤原光昭君  | 26番 | 田中尚君    |
| 27番 | 加藤俊郎君  | 28番 | 前川昌登君   |

欠席議員（1名）

10番 北村進君

---

議会事務局出席者

事務局長 野崎 仁也  
主 査 菊地 政幸

次 長 佐々木 純子

---

## 開 会

午後 2時43分 開会

○議長（前川昌登君） ただいまから議員全員協議会を開会します。

ただいままでの出席は24名でございます。会議は成立しております。

○

### 協議事項（１） 宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会報告書（案）について

○議長（前川昌登君） それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

協議事項の１、宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会報告書（案）を説明願います。

竹花宮古市庁舎跡地活用調査特別委員長。

○21番（竹花邦彦君） 皆さん、どうもごくろうさます。全協の場でご報告させていただきたいというふうに思います。

宮古市庁舎跡地活用に関する調査を行うことを目的に、平成28年3月定例会で設置されました宮古市庁舎跡地活用調査特別委員会の調査経過及び調査結果について、報告書（案）を取りまとめましたので、その概要について報告、説明いたしたいと思います。

この報告書につきましては、3月定例会最終日本会議で報告し、議長に提出するものですが、議員の皆さまに今日のお場をお借りいたしまして事前にご説明申し上げるものでございます。

お手元に報告書（案）、そして宮古市庁舎跡地活用に関する提言（案）の2つの資料が配布をされているというふうに思います。それを参照しながらお聞きをいただきたいというふうに思っているところでございます。

本委員会の活動につきましては、議員の皆さんとの合意形成を図る必要があるとの観点から、これまで5月13日、6月25日、12月20日の3回、委員会活動の基本的方向や市内各種団体等との意見交換の実施状況、そして委員会議論の論点などについて、議員全員協議会において報告を行ってきたところでございます。したがって、本特別委員会の調査報告書（案）に係る活動経過等は省略させていただきたいと思います。

なお、12月20日の議員全員協議会報告以降、2月1日に宮古商工会議所と公民連携事業とまちづくり会社をテーマに、2回目の意見交換を行っておりますので、このことについては今日ご報告をさせていただきたいと思います。報告書（案）の3ページ下段から4ページにかけて記載をしておりますので、ご覧をいただきたいというふうに思います。宮古商工会議所では、民間活力によるまちづくり会社を設立し、観光客等を対象にした商業施設の整備、運営の可能性を探る検討が行われてきたところでございます。この検討の進捗状況などについて意見交換の場を2月1日に持ったものでございます。花坂商工会議所会頭からは、初期投資や採算シミュレーション等を検討した結果、民間によるまちづくり会社設立は厳しいとの認識が示されたところでございます。意見交換では、今後のまちづくりや公共施設整備において、公民連携の仕組みづくりと取り組みを重要な視点として進めることの認識共有は図られたところでございます。

さて、本特別委員会の跡地活用に関する調査報告及び提言（案）について、ご説明をいたします。

本特別委員会は、アンケートに基づく議員からの意見や27団体の市民・諸団体との意見交換実施を踏まえ、本庁舎跡地活用としては、第1に観光・商業等の産業振興施設整備を、第2にスポーツ・野外コンベンション等の機能を持つ広場整備、第3は東日本大震災の慰霊の場について、そして第4に分庁舎の跡地活用を、第5に市庁舎跡地と旧愛宕小学校の一体活用について、この5項目を調査課題テーマに絞り込み、論点整理と検討を進めてきたものでございます。

第1の観光・商業等の産業振興施設整備についてご報告いたします。

市外からの観光客と交流人口の拡大につなげる拠点施設として、観光・商業等の施設整備を行い、産業振興と地域経済の活性化を図る跡地活用に期待する声は、議員アンケートのみならず市内経済団体、市民各層から多く上げられたところでございます。このことから、本特別委員会の重要な検討テーマの一つとして位置づけ、調査・検討を進めてまいりました。調査・検討にあたりましては、

1つ目は、魚菜市场やシートピアなあど等の施設、既存商店街との競争・競合を避けるための差別化をどう図るか。

2つ目は、観光客の増大や交流人口の拡大につなげる施設とするための地域資源と魅力をどう活用し発信すべきなのか。

3つ目に、施設整備、運営に係る財源と施設の運営主体等の課題。

4つ目に、当該地を観光商業施設として活用を図るべきとした理由には、国道45号と106号の結節点であること等の地理的条件、あるいは交通アクセスの優位性が上げられていましたけれども、今後の交通体系の変化をどう判断すべきか。

などを論点として、この間、議論・検討を進めてきたところでございます。

こうした議論と検討を踏まえまして、本庁舎跡地活用策として観光・商業等施設を整備することについて、三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路等の幹線道路網整備後の市内の交通体系や交通車両の流れが大きく変化することも予想され、本特別委員会は、この交通体系の変化を見極める必要があると判断し、今後の継続検討課題とするよう提言をするものでございます。

なお、本特別委員会は多くの議員や市内各種団体及び市民各層から意見が寄せられた産業振興、地域活性化の必要性は共有するものでございます。本市の震災復興需要終了後の地域経済を見据えた交流人口拡大に向けた施策の一つとして、観光・商業施設等の整備についても、その重要性は認識するものであります。したがって市においても今後の重要施策課題として位置づけ、民間経済団体との公民連携事業も視野に入れ、検討を進めるべきとしたものでございます。

第2の、スポーツ、野外コンベンション等の機能を持つ広場整備についてであります。

憩いの場としての公園や広場、市民・若者が楽しめるスポーツ施設、野外コンベンション機能等の跡地活用を望む意見も多く出されたところでございます。本特別委員会は、市内外の若者等が集まる、あるいは集まれる新たな活動拠点を整備することは有効であり、若者の定住化にもつながるものと判断しました。

具体的には、屋根付きステージ設置による野外コンベンション機能や、音楽・文化活動等の多様なイベントが開催できる場として、併せて若者に人気があるフットサルやスケートボード等の軽スポーツを楽しむ広場を整備し活用を図るべきと提言をするものでございます。

また、これらの整備によって軽トラック市等の生産者の直売やキッチンカー屋台等での飲食提供も可能と考えられ、賑わいと交流の場としての利活用も期待できると考えたところでございます。

なお、将来においては観光商業等施設の整備用地としての活用を図ることも想定し、屋根付きステージのほかはトイレ、ベンチ等の休憩施設の配置にとどめるべきものと、併せて提言するものでございます。

第3の東日本大震災慰霊の場についてであります。

本庁舎が東日本大震災で被災したことも踏まえ、市民はもとより市外の方も訪れることができる慰霊・鎮魂の場として、跡地の一面を活用したモニュメント等の整備を提言するものでございます。整備にあたりまして

は、震災の記憶伝承にとどまらず津波防災のまちとして情報発信できる工夫も検討すべきとしたところでございます。

第4は分庁舎跡地活用についてであります。

本特別委員会は、地域のコミュニティセンター整備を図るべきとの提言内容にしたところでございます。

この提言につきましては、市庁舎の移転・解体によって周辺地域住民は投票所等を失うことになり、また、災害時の避難所機能の役割を果たしている中央公民館につきましても、公共施設再配置計画では、当面は存続利用の考えが示されておりますが、ご案内のように老朽化が著しく近い将来の廃止の可能性は高いもの判断をされます。こうした現市庁舎周辺地域の事情に対応する必要があると判断し、地域コミュニティセンターの施設整備を行い、選挙時の投票所や災害時の避難場所として利活用を図るべきとの提言としたところでございます。

また、施設整備用地以外の土地は、商店街利用者等も利用できる駐車場として有効活用を図るべきとしたところでございます。

第5は、市庁舎跡地と旧愛宕小学校の一体活用についてでございます。

本特別委員会の設置目的は市庁舎跡地の活用調査であります。跡地活用に関する諸団体との意見交換を実施する中で、様々な意見が寄せられたところであります。しかし、限られた用地面積や財源等の関係から多様な意見をくみ取することは困難でありました。また、現市庁舎の移転によって地域が衰退するとの不安や懸念の声も上げられたところでございます。

こうした課題への対応として、本特別委員会は市庁舎跡地と旧愛宕小学校を一体のエリアとして捉え、旧愛宕小学校の校舎、体育館、校庭の活用を図ることで、屋内施設によるボルダリング、卓球、フットサル等のスポーツや子どもたちの遊ぶ場等の確保が可能となり、地域にとっても賑わいと交流の仕組みづくりにつなげることができると判断したものであります。

このことから、応急仮設住宅撤去後を前提に、旧愛宕小学校の利活用を提言するものでございます。

以上、5項目について本特別委員会の提言として取りまとめたものでございます。この調査報告と提言内容について、議員各位のご了承、ご理解をいただくようお願いするものでございます。

なお、本特別委員会が取りまとめました、今ご報告申し上げました報告、提言内容に対し、ご意見がある議員は3月6日中一般質問の初日でございますけれども、その日までに文書で議会事務局に提出されるようお願いいたします。これは報告書を議会の総意のものとするために、報告書を補強し議会提言として盛り込むべき内容が意見として提出されたと判断できるものにつきましては、特別委員会としてその意見を組み入れたいと考えているからでございます。ただし、意見等の取り扱いに係るその是非判断、及び意見取り入れとする場合の報告書の記述等の扱いにつきましては、本特別委員会の活動経過や論点整理等の整合性を図る必要がございますので、当特別委員会にご一任をさせていただくことを、あらかじめご了解をいただきたいというふうに思います。また、3月22日の本会議で本特別委員会報告がご了承いただいた場合には、市長に対し市議会総意の提言として、基本計画等に反映されるよう要請を行う予定でございます。この点についてもご承知くださるようお願い申し上げます。

最後になりますが、本特別委員会のこれまでの調査活動に議員各位のご協力をいただきましたことに、委員会を代表して感謝を申し上げ、調査報告（案）等の説明といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（前川昌登君） 委員長からの説明が終了しました。この件について、何か質問はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（前川昌登君） ないようです。18回にもわたって特別委員会の皆さんには、大変ご苦勞さまでした。立派な提言内容でございますので、反映されるように竹花委員長と市長に申し入れたいというふうに思います。大変ご苦勞さまでした。

---

○

## 説明事項（２） その他

○議長（前川昌登君） 次にその他ですが、議員の資格に関する事項をこれから事務局が説明いたします。議員全員協議会運営要綱第３条第１項の規定により非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（前川昌登君） 異議なしと認めます。よって非公開とすることに決定しました。

傍聴者の方は、恐れ入りますが退場願います。

〔傍聴者退場〕

○議長（前川昌登君） 事務局長より説明させます。

野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） 去る平成28年12月定例会で、松本議員の議員資格に関する決定を行ったわけですが、松本前議員から議会の決定を不服として岩手県知事に対して、審査申立書が提出された件について、報告させていただきます。

この件につきましては、１月21日の岩手日報に関連記事が掲載されましたので、ご承知のこととは思いますが、この記事は、岩手日報が松本前議員に取材して書いたもので、岩手県においては、一個人の情報であるということから、審査申立書の受理については明らかにしておりません。宮古市議会としても、県と同様の対応をとってございますので、ここで言う内容につきましては、あくまでも議会内部の情報ということで取り扱いをしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これまでの経過につきまして、報告させていただきます。

宮古市議会では、12月７日の定例会本会議におきまして、松本前議員が地方自治法第92条の２の兼業禁止規定に該当するとして、議員の資格を有しないと決定したところでございますけれども、この決定を不服として松本前議員より、12月26日に岩手県知事に対して審査申立書の提出がございまして、岩手県ではこれを受理いたしております。

岩手県では、審査申立書の提出を受けて地方自治法第251条の規定に基づいて、３名の岩手県自治紛争処理委員を任命してございます。

自治紛争処理委員は、宮古市議会に対して松本前議員からの審査申立書を送付するとともに、審査申立書に対する弁明書の提出を求めています。この通知は、2月13日に届いてございます。この通知を受けまして、2月22日に証拠書類とともに弁明書を議長名で提出しております。

自治紛争処理委員は、当市議会が提出した弁明書を松本前議員に送付いたしまして、松本前議員から弁明に対する反論書の提出を求めることになります。

反論書の提出を受けた自治紛争処理委員は、提出された審査申立書、弁明書、反論書を基に、審理手続きを進めることになります。また、松本前議員から口頭意見陳述の申し立てがあった場合、意見を述べる機会を与えられることになったときは、宮古市議会も出頭して、口頭意見陳述を行うこととなります。

これらの手続きを経て、審理が終了した際は、その結果が裁決書として岩手県知事から松本前議員と宮古市

議会に送付されることとなります。裁決は、審査申立てがあった日から90日以内に行わなければならないこととされておりますので、遅くとも3月26日頃までには結審するものと思われます。岩手県から裁決書が届いた際には、あらためて、説明をさせていただきたいと思います。

なお、松本前議員において、岩手県知事の裁決に不服がある場合は、裁決のあった日から21日以内に裁判所に  
出訴することができることとなっております。

いずれ県の方から裁決書が届くと思いますので、まずその結果につきましては、来た段階で報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（前川昌登君） 説明が終了しました。この件について、何か質問があれば挙手願います。

田中議員。

○26番（田中尚君） ちょっと質問がございます。1つは本人が議員の辞職願を出しております。本人がどういう考え方の基に辞職願を出したのか分かりませんが、本人の意向に沿うかたちで我々議会是对応したことになると思うのですが、それが後になって不服があるというのは、ちょっといささか理解に苦しむわけでありすけれども。議員の辞職願というのは間違いなく議長あてに出ているわけですか。確認したいと思います。出た日はいつですか。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） 松本前議員の方から辞職願が出たのは、12月1日に議長の方に出されております。

○議長（前川昌登君） 田中議員。

○26番（田中尚君） もう1つは岩手日報の記事でございます。岩手日報の記事に限らず風聞の類でありますけれども、6月の市長選挙の際に議員の補欠選挙が行われますけれども、資格なしと判断された松本議員が、こういふかたちで知事に救済の具体的動きをしているということになりますと、その間の本人の身分はどのようになるのか。つまり簡単に言いますと本人は補欠選挙で立候補して、市民の理解が得られれば返り咲きたいというふうな意味のコメントもあったと記憶しておりますが、そうだとすると、ちょっと私はその辺の関係がよく分からないのです。一般的な労働争議の場合でも、例えば解雇になった場合に、この解雇は不当だということで救済措置があつて、その間は現状変更を加えないということで、賃金の未払を裁判の判決はさておいて、弱いものであります労働者の生活を支えるために、仮処分申請をして賃金の支払いをするというのが、労働行政でよく見られるケースであります。

これは市民の代表であります議員の身分に関わる問題でありまして、したがってそれを決める場合にも議会では特別の多数議決で決定したわけでありまして。そういうことを考えますと、ご本人が今されていることは、茂市議員もおっしゃってましたけれども、裁判まで視野に入れるとなると、簡単に言いますが、立候補できるのか、できないのか。私の理解では立候補できないんじゃないのかなと思うのですが。自らは今でも議員の身分を有していると。したがって宮古市議会がそれを認めないで資格を失ったから、県に自分の資格を回復してくれという訴えだと私は理解しているのです。だとすれば、その間の議員歳費の扱いはどうなるのか。しかも本人は一旦辞職願を出している。補欠選挙に出る資格があるのか。非常に私は分からないのですが。庁内には弁護士もおられますので、その点について分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（前川昌登君） 野崎事務局長。

○事務局長（野崎仁也君） まず身分からなんですけれども、12月7日の議決、決定を受けて、そこで議員の身分

は無くなっております。今それで県知事の方に審査申し立てをしておりますけれども、そこで例えば市の決定が誤りだという裁定が下れば、12月7日に遡って議員の身分を持つということになります。そうすれば当然そこまで遡って、それ以降、現在までの報酬等は支払われることになります。

次に、今度の補欠選挙に関係する部分なんですけれども、公職選挙法では出ることができないという規定がございます。ですので、松本前議員、茂市前議員においてもそうですけれども、補欠選挙には出ることができることになります。ただ、出られないという部分につきましては、国会議員だけです。国会議員は出ることができないという国会法の方に規定がございます。ただ、地方議員については、そういう規定がございますので補欠選挙には出ることができます。

あともう1つ。補欠選挙がこのまま…松本前議員は3月に知事裁定が出ます。それが不服であった場合、例えばもし訴訟を起こしたという流れになって、補欠選挙の後に裁判で身分が保障されたというようなことになった場合にどうなるかという問題があるのですが、その場合は補欠選挙が優先されます。ですので、補欠選挙の告示までに、それを超えてから裁判なりの判決が出たとしても、その場合は議員に戻ることはできません。あくまで、補欠選挙が優先になります。ですから、もうどうしてもという本人の思いがあれば、補欠選挙に出ざるを得ないということになるかと思います。このくらいでよろしいでしょうか。

〔田中議員。「了解しました。」〕

○議長（前川昌登君） 他に何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○

## 閉 会

○議長（前川昌登君） なければ、これで議員全員協議会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後 3時15分 閉会

○

宮古市議会議長 前 川 昌 登